

# 変わる販売・医療の仕組み

昨年は、薬剤師にとって大きな変革が二つあった。一般用医薬品の販売制度改正と、医療制度改革だ。販売制度では、医薬品販売の新しい専門家（登録販売者）が2009年から登場することになる。また医療制度改革では、薬局が医療提供施設として正式に位置づけられ、今後は地域医療提供体制の中で、重要な役割を担うことになる。どちらの改革も今後、「医療人としての薬剤師」「医療の中の薬局」が問われるもの。今年、これら二つの改革の実施に向けて、具体的な準備作業が進められる。

## 実施に向けた具体的準備の年

一般薬は従来から、基本的には薬局に薬剤師が常駐し、対面で販売することが原則となっていた。しかし、生活の多様な社会環境の変化に伴って、「コンビニで薬を買いたい」「薬局が営業していない夜間・深夜でも一般薬が欲しい」といった消費者からの要請が高まり、規制緩和を求める声次第に強まっていった。

それに伴って、厚生労働省は、97年と04年の2度にわたって、一般薬の中で「特に安全性で問題がない」と考えられる品目を医薬部外品へ移行させると共に、テレビ電話を活用した販売方式も認めた。しかし、これらの措置は販売制度の根本的な見直しではなく、いわば“小手先”の対応に過ぎない。そのため制度の変革を求める声は、鎮まるどころか大きくなるばかりだった。

こうした一連の見直しを終えた厚労省は、薬事法の改正を視野に入れた販売制度の改革へ、本格的に着手することになる。04年5月、厚生科学審議会に医薬品販売制度改正検討部会が設置された。約1年半かけて見直しの検討が行われ、05年12月に結論が取りまとめられた。

その結果、一般薬の販売に携わる専門家として、薬剤師のほかに「登録販売者」制度を導入することが提案された。さらに、薬の副作用などのリスクに基づいて一般薬を3分類

した上で、それぞれのリスクに見合った販売方法、情報提供のあり方などを定めていくことになった。

一般薬は、①スイッチOTCなどを中心とする、リスクが特に高い「第1類医薬品」②比較的风险が高い「第2類医薬品」③比較的风险が低い「第3類医薬品」——にクラス分けされた。第1類薬を販売できるのは薬剤師のみであり、取り扱いに際しては、消費者への情報提供や相談応答が義務づけられた。第2類薬と第3類薬は登録販売者も取り扱うことが可能だが、相談応答の義務と第2

一方、やはり昨年6月に成立した医療制度改革関連法は、高齢化による医療費増大の抑制や、国民皆保険制度の維持、患者による医療選択の支援等に対応するため、▽新しい高齢者医療制度の創設▽保険者の統合・再編▽医療費適正化▽糖尿病などの生活習慣病予防対策▽医療機能の分化・連携（地域診療連携体制の構築）——などを軸に、08年度からの本格実施を目指している。

この一環として医療法も改正され、病院、診療所、介護老人保健施設などと同様、「調剤を実施する薬局」が医療法上の医療提供施設として、正式に位置づけられた。薬剤師・薬局ともに、医療で重要な役割を担っていることが認められたことになる。

従来、医療提供施設でないばかりに、都道府県が医療計画や健康日本21実施計画などの基本政策を策定する際に、薬剤師・薬局の代表が検討メンバーに加われないといった不満があった。今後は薬剤師もこうした問題へ積

類薬に関する情報提供の義務が課される。

昨年6月に、こうした内容を柱とする改正薬事法が成立し、公布され、3年以内に施行されることが決まった。現在までに、一般薬のリスク分類はほぼ決着した。今年、新制度の円滑な施行を目指して、登録販売者の試験のあり方、販売・陳列の方法、外箱への表示内容などの事項が検討され、仕組みの大枠が固まるものとみられている。

新しい販売制度では、薬剤師は効き目の強い第1類薬を取り扱うことが許される唯一の存在であり、登録販売者よりも優位な立場になる。とはいえ、その有利な状況に、あぐらかかっていることは許されない。登録販売者との違いを、消費者へ鮮明に示していく必要がある。さすがに薬剤師は病気に詳しいとか、安心して相談ができるなどの特徴をアピールし、地域に根づく“健康相談者”的な存在になっていくことが求められるだろう。

極的に関与し、地域住民の期待に応えていくことが重要になる。

また診療連携体制は、かかりつけ医を中心として、病院、診療所、薬局、介護施設、行政などが一体となり、患者に対して医療を中心に介護、福祉までを視野に入れて、効率的なサービスを提供していこうという仕組み。癌、糖尿病、循環器疾患、小児医療、産科医療、救急医療など9分野で、この体制を築いていくことになる。

薬局はどのように診療連携体制に関わっていくのか。ここでは在宅医療が今まで以上に求められる。また医療費適正化のためには、地域の健康づくり活動も充実させなければならない。いつまでも「医薬品の提供が使命」と言っているだけでは、時流から置き去りにされる。

患者や住民と協力しながら、新しい時代にふさわしい地域の保健・医療・福祉提供体制を創り上げ、その中で大きな役割を果たしていく必要がある。薬局・薬剤師は、存在意義を問われる時代になっている。

### 薬剤師は存在価値アピールを

### 薬局が医療提供施設に

### 一般薬販売に新制度「登録販売者」制度を導入

## 薬業界プレゼンテーション

12~15ページ

三菱ウェルファーマ株式会社  
http://www.m-pharma.co.jp

# 創薬力

三菱ウェルファーマは生命の輝きをテーマに医薬品の未来を創造します。

